

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841

日弁連 声明 (公用地等、暫定使用)

「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案」についての声明

10

25

政府・自民党は「沖縄国会」に於いて、先に米國政府との間で調印した「沖縄協定」と付屬文書の承認を求めるとともに、沖縄復帰に伴う特別措置法案など関連国内法七法案を一挙に成立させようとしている。右関連諸法案は、沖縄の将来にとって、ゆるがせにすることのできない性質のものであるが、なかでも、日米支配層にとり、また沖縄・本土の日本国民にとりきわめて重大な問題を含んでいるものが「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案」(公用地等暫定使用法案)と略称)である。

「公用地等暫定使用法案」は、第一に、復帰後も、沖縄に現に存在する広大な米軍基地を、ほとんど現状のまま手続させ、引つづきインドシナ侵略戦争への発進、補給等の前進基地にするばかりが、今後返還が予定される軍用地を、これまたほとんど全部、自衛隊用地として、これに引継がせようとする点で、憲法第九条の政争放棄、平和主義の原理に素向から背反するものである。アジア諸国民に苦痛と不安をもたらす、日米軍の平和への障りなきまじらざるべき侵略基地を、わが国土を侵食することも、米軍を強固しその用代りを果せようとする自衛隊の沖縄配備も、平和憲法に精神にみちじらしく反するものであることは、言うまでもない。

第二に、一片の通知または公示のみで、所有者の意思を無視して、米軍および自衛隊のための土地を、五ヶ年間強制使用できるとしている点は、戦後二六年年間沖縄に於いて米軍が行った土地収奪をそのまま継承することである。米軍は不法な沖縄占領支配の間、國際法に違反して、無制約、無慈悲な軍用地収奪を行つて、現在のより巨大な侵略基地群をつくり上げた。その収奪は、一片の収用宣言書にもとづく、銃剣とブルドーザーによる生来の強制収用であった。本法案は、このような米軍のやり方とまったく同じ方法で、軍用地を確保しようとしている点で、米軍が行った沖縄の土地収奪の違法性、不当性を引継ぐものとなつており、占領の終了と精算を意味するはずの返還とは、完全に異なっている。

第三に、五ヶ年間の強制使用は、憲法第二九条の保障する「財産権の保護」の原則を、みちじらしく侵すものである。通行の「土地使用米軍特別措置」付則によれば、米軍が現に使用中の土地を継続して使用せざる必要があるものとして、第三とこの論議が成立しないときは、六ヶ月の暫定的使用期間をおくことができると定める。これに比較しても、五年もの長期にわたり、有無をいわず、強制使用を許すことは、暫定使用の名の下で、土地の強奪を行つたという外なく、国民の基本権を不当に侵害するものである。

第四に、自衛隊用地について、これが安保条約「地位協定」にもとづく米軍への基地の提供と異質のものであるにもかかわらず、これに便乗して、沖縄で用地確保をやりとげようとしている点は、本土に於いては、自衛隊の用地使用には、土地収用法の適用なく、現行法の下では、強制使用(公用収用)は許されず、地主との任意の契約による外使用ができないという事態を、沖縄に於いて、播脱しようとするものである。

本土に於いては、自衛隊用地の収奪を、復帰に伴う暫定措置として強行しようとするのは、憲法第二九条の「財産権の保護」、憲法第三一条「法の適正な手続」保障の、諸原則に悖るものであつて、許さるべきではない。

第五に、本法が、復帰後の沖縄と沖縄県民のみに適用されるという特別法であるという点は、憲法第一四一条に規定する「法の下の平等」の原則に反する差別立法である。沖縄と沖縄県民だけを、このように不利益に扱ふだけの合理的理由は、全く存在しない。

第六に、本法案は、憲法第九五条に規定する「地方特別法」に該当するといわなければならないから本法案が法律として効力を発生するためには、沖縄県民の住民投票による同意が必要である。憲法第九五条は、このような地方特別法は、適用をうくべき地方住民の投票とその過半数の同意をえなければ、制定できないと定めており、本法が適用された場合、本土他府県にないにしろ、不利益を、沖縄県民が蒙ることは明

らからであるので、その沖縄県民の意思を問う措置を伴わなければならず、不法は、憲法の要件を欠き、無効とならざるをえないのである。

以上のとおり、本法案は、多くの点において憲法上の原則に反し、その軍事目的優先と国民基本権の抑圧の点に於いて、不当であり、その違憲性のひどさにかゝって、戦後立法史上他に例をみない悪法案といわざるをえない。このような立法を許すならば、「三矢作戦計画」等によつてひそかに企図されていた非常時立法への道をひらくこととなり、軍国主義の復活を法制的に補完し、日本国憲法を根本から崩壊させるものとなる。

われわれは、本法案の危険性、侵略性、違憲性を暴露し、沖縄県民とともに「沖縄協定」反対の大きな闘いのなかでその成立阻止に全力をかたむけるものである。

右声明する。

一九七一年一月二十五日

沖縄連憲訴訟対策委員会
沖縄連憲訴訟弁護団

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案について（未定稿）
去る六月沖繩返還協定が調印され、現在これが国会において審議されつつあります。国民の多年にわたる念願であつた沖繩の祖国復帰の日も間近くなりました。

この国会には返還協定のほか、復帰に伴つて必要とされる国内措置を定め七つの関連法案が提出されています。「沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案」は、そのような関連法案の一つです。

この法律案は、沖繩の復帰に伴い、沖繩における公用地などのために必要な土地に関する暫定使用について特別な措置を定めるものです。

（なぜこのような法律案が必要か）
ではなぜこのような法律案が必要なのでしょう。

米国は、現在沖繩において施政権者として行政、立法及び司法上のすべての権力を行使しています。そして施政権者としての立場でさまざまな目的のために沖繩の土地を使用しています。

その大部分は、米軍が基地として使用しているものですが、水道、電気、飛行場、航空保安施設、航路標識、道路などのように住民の日常生活や福祉に密接な関係をもつものもあります。

米国の施政権が返還された後は、これらの土地はどうなるのでしょうか。水道、電気、飛行場、航空保安施設、航路標識、道路などに使用されている土地が復帰後も引き続き公用地などとして必要であることは言うまでもありません。復帰日を迎えた途端にこれらの機能に支障を生ずるようなことがあつては大変です。

また現在の米軍基地のあるものは、地主に返還されますが、まだ多くのも

ただ何分にも地主の方がたは、その数が三万数千人に及び、そのうちには相当数の所在不明者や海外移住者などが含まれている状況です。現にわが国の施政権の外に置かれていた沖繩において、これらの方がたとあらかじめ話し合いをし、復帰日までにそのすべてについて契約の締結に至ることは容易ではありません。そして地主の方との間に契約が成立しない場合には、その土地については、国や県などがこれまでどおりの使用を続けることが許されなくなります。

そこで、復帰に伴う経過措置として暫定的に一定期間これらの土地に法律上の使用権を設定して、国や県が正当にその土地を使用できるようにして置き、その間に契約その他必要な措置をとることとするのは、まことにやむを得ないことであると考えられるのです。

(この法律案はどのような内容をもつか。また、この法律が適用されるとどうなるのか。)

この法律案は、第一条で、この法律による土地の使用の開始後であつても国や県などは地主との合意の成立に努めるべきことを規定しています。地主との話し合いの努力は復帰前から始められますが、復帰前に契約が成立した方がたに対してこの法律の適用はなく、これらの方がたにとつてこの法律は全く関係のないものです。また復帰後一旦この法律の適用を受けても、契約が成立すれば直ちにこの法律の適用を受けなくなります。

第二条では現在米軍が使用している土地で引き続き自衛隊が使用するもの、米駐留軍が使用するもの、水道、電気、飛行場、航空保安施設、航路標識、道路などとして使用するものについて、契約その他により権原を取得するまでの間暫定的にこれを使用することができる旨規定しています。使用期間は、五年をこえない範囲内で政令で定めることになっていますが、それ以前にも事業の廃止などがあれば、その日以後この法律によつて使用することはでき

なくならず。

同じく第二条では、このようにして使用される土地の区域などが事前に告示されること、及びこの法律の施行後遅滞なく地主などに通知されることが規定されています。

第三条は、損失の補償に関する規定です。地主その他の方がたは、毎年賃借料に相当する額の補償を受けます。補償の額は、個々の地主その他の方がたとの協議によつて定められますが、協議がととのう前でも、請求に応じて見積り補償額を払い渡すことができるようになっていきます。またどうしても協議がととのわないときは、収用委員会に適正な額についての裁決を求めることができることとされ、公正な補償が確保されます。

第四条は、原状回復の義務に関する規定です。地主に土地を返還することとなつたときは、土地をもとのとどりにしてお返しするか、損失を金銭に見積つて補償するかのいずれかの措置がとられます。

(この法律案に対する誤解)

この法律案の内容は、以上のとおりですが、関係者の関心も高く、各方面からの論評も少なくありません。建設的な批判については、この法律案の今後の運用の指針として参考にして参りたいと思いますが、なかにはなんらかの誤解に基づくのではないかと思われるものもありません。

たとえば、この法律案は私有地を有無を言わずに取り上げるためのものであるという批判があります。しかしこの法律では土地を一定期間使用するだけで所有権を取り上げてしまうわけではありません。またこの法律の対象となるのは復旧日に基地等に使用されている土地に限られるのであつて、新規に私有地を使用しようというのでもありません。

また自衛隊の施設については、土地収用法上その適用外とされているにもかかわらず、この法律案ではこれを適用範囲に含めているのは不当であるという意見もあります。しかし自衛隊について土地収用法の適用がないというのは誤解であり、適用があるのです。自衛隊の施設が国の平和と安全を守るうえで果たしている意義と役割をご理解願いたいと思います。

(むすび)

内閣総理大臣は、所信表明演説の中で「軍用地等の継続使用は沖縄返還の前提」であると述べています。また米側が、日本において必要な立法措置がとられるまでは、大統領は批准書の寄託をしない旨明言していることも、私どもとして考えておかなければならないところでしょう。

政府としては初めこのような法律案なしに円滑な復帰を実現することができるとかどうかについて検討を重ねました。特別な立法によらないで、復帰が円滑に運ぶのであればこれにすることはありません。しかし昭和二十七年の平和条約発効の際や昭和四十三年の小笠原復帰の際の前列に照らして、このような立法措置によらないでは円滑な復帰があやぶまれるというのが結論でした。

以上いろいろご説明いたしました。以上の趣旨をご理解のうえ、大局的見地からこの法律案に対しご賛成くださるようお願いしたいと思います。